



高齢者（化）率が高い地域ほど ごみ分別を守らない人、ごみ当番を出来ない(しない)人、 自治会未加入者が 増加する 実態!!

日本の自治体が行っているごみの収集方式は、大きく分けて 2 種類あります。複数の世帯で共同のごみ集積所（ごみステーション）を利用する「ステーション収集※」と、利用者の玄関先からごみを収集する「戸別収集」です。※ 日本の多くの自治体で、複数世帯が利用する「ごみ集積所（ごみステーション）」を通じて家庭ごみを収集しています。ごみ集積所の管理等については利用者が行うことが一般的にはなっていますが、少子高齢化および自治会未加入者の増加などによって、ごみ集積所を従来通り管理することが難しい地域が出てきているのが現状です。

良好なごみ集積所の管理には①ごみ集積所の設置②ごみ出し③ごみ集積所の維持管理がそれぞれ適切に行われることが必要であり、そのための各種調整や普及啓発活動等は従来、自治会・町内会等の地域コミュニティ組織が担ってきましたが、全国的に自治会加入率は年々低下傾向にあります。

さらには、高齢化等により役員のなり手不足や未加入者の増加等が深刻化するなど、従来通りのごみ集積所管理が出来なくなる地域が今後も増え続けることが予想されています。

全国の自治体を対象としたアンケート調査結果※（調査：国立環境研究所）に基づき、ステーション収集の現状と課題、ならびに高齢化や地域コミュニティの弱体化によって、ごみ集積所の管理にどのような影響を与えるのかについて考え、ごみ集積所（ごみステーション）管理の支援についても、なぜ必要なのかについても含め、地域の課題に合わせたごみ集積所をより効率的に管理し、利用者に使いやすくなる取り組みについても理解を深める必要性があります。

< 2020 年に全国の自治体を対象に行ったアンケート調査 > 【調査：国立環境研究所】

- ステーション収集のみを行っているのは 56%
- 高齢者のごみ出しを支援する等の目的のために、一部地域（世帯）で戸別収集をしつつ、ステーション収集を行っている（以下：一部戸別収集）のは 35%
- 戸別収集のみを行っているのは 8%



ほとんどの自治体がステーション収集をベースとしたごみ収集システムを選択しています!!

日本は、急速に高齢化が進んでいるのが現状です。高齢になると筋力の低下や、体の関節が痛むことなどにより、若い頃と同じように歩くことやごみ袋を持つことが難しくなってきます。さらに、認知症等になれば「分別ルール」や「ごみ出しの曜日」を覚えることが困難となってきます（勿論、個人差はあります）。

アンケート調査においても、高齢化率が高い地域において、ごみ分別を守らない人や、ごみ当番ができない人が増えていました。また、高齢化率が高いところほど自治会未加入者が増えるという問題も生じていました。

聞き取り調査では、その要因として、自治会の役員の仕事が果たせないという理由で退会を申し出る高齢者が増えていることや、新築（引っ越し）等で来た若い世代が自治会に加入しないことなども挙げられていました。

自治会等がごみ集積所で果たしている様々な役割への影響や、自治会未加入者によるごみ出し等をめぐる住民トラブルの増加などが今後の課題となっています。

重要 Point ~家庭から必ず出る『ごみ』高齢化に伴う今後の対策!!~

分別ルール無視には罰則(罰金)制度!!

● ごみ（違反ごみ）の取り残し!! …… どうするの？

ごみ集積所に分別ルールが守られていないごみがあるまま置かれたままになった場合に、収集時にルール違反のシールをごみに貼り、違反したごみをその場に残していく「取り残し」という対応を行っている自治体が全国各地で多くみられます。

本来は、ごみを出した人がごみを持ち帰って、正しく分別してから出し直す必要がありますが、そのまま放置されてしまうことが多くあります。

そのような場合には、美観上も良くないために各自治会の役員・ごみ当番（住民）等が、そのごみを自ら回収して自宅で保管した上で、決められた（正しい）ごみの収集日に出したり、その場で正しく分別し直したりすることもあります。こうした対応（後始末）には、ごみ当番（住民）等にとっては大きな負担です。そうした負担を減らすため、ごみ出しルールに係る普及啓発や、適切な規模・形態のごみ集積所を設置するなどの取り組みが不可欠です。



一方で実際に、衛生上の問題や対応する住民の負担回避のため「分別が悪いごみでも、できる限り取り残しをせずに回収する」という自治体も存在しています。取り残されたごみにどう対応するか、そしてごみの取残しをするかしないか、市民・行政双方にとって悩ましい問題と言えます。

< 神奈川県横浜市 > ⇒ 分別しない（ルール無視する）住民に対し「罰則（罰金）制度」を適用!!

自治体から勧告・命令・指導を受けても尚、分別しないで「ごみ」を出した場合には過料 2000 円が科せられます。（平成 20 年 5 月 1 日から実施している）

● 自治会未加入者への対応について!!

行政側も対応に苦慮しつつも、自治会はなくとも任意団体であることから「住民同士でよく話し合ってください」と回答することが多いようです。【調査：国立環境研究所】

1. それ以外にはどのような対応を行っているか? …… 各市区町村の担当者に「アンケート調査」をした結果

- 「清掃センター（自己搬入）への持ち込みを案内する」…… 58%
- 「収集運搬の許可業者への収集依頼（有料）が可能であることを案内する」…… 38%
- 「一定世帯以上が纏まればごみ集積所の新規設置ができることなどを案内する」…… 29%



2. 一方で、増加する自治会未加入者に対し自治会がどのように対応しているのか? …… については、

- 自治会が管理しているごみ集積所に、自治会（未加入者）の利用可能としている自治会…… 33%

※ そのうち 53% が未加入者から利用料金を徴収しています。

また、利用料金を取る上で「ごみ当番」も割り当てているケース、そうではないケースなども様々。

反対に、自治会（会員）のみ「利用可能」としているところでは、ごみ当番にも協力せず、施設整備のお金も負担しない人が勝手にごみ集積所を使っているのが困っている!! …… といった声も聞かれています。

今後、更なる高齢化（独居高齢者）の進展や、共働き世帯および一人暮らし家庭の増加等により、自治会活動に参加する体力や時間も無い人達が増加傾向にあると予想されています。

全国における自治会の役割とは『設備に関しての設置』『ごみ当番の調整』『ごみ出しルール等を守る啓発活動』をするなど、多くのごみ集積所において重要な任務を果たしています。

ごみは全ての家庭から必ず出されるものであり、事情の異なる世帯同士により協力し合いながら、各地域のごみ集積所をどのように維持（管理）するのかを、今後は行政側も含めて民間委託化重視の体制による「ごみステーションでの管理指導」を含めた、負担軽減に繋がる『収集業務の構築』を互いに柔軟な姿勢による検討（話し合い）を重ねながら、少しでも多くの誰かに必要（信頼を得る）とされる仕事を目指すことが望まれます。